

## 令和7年度 練馬区立春の風小学校 学校いじめ防止基本方針

### 1 本校の基本姿勢

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。本校の児童の尊厳を保持するため、練馬区教育委員会をはじめとする区関係部署、本校、地域、保護者、警察等の関係機関との連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、学校が、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

### 2 対策方針の基本的な考え方

- (1) いじめが発生した場合、いじめられた児童を守り通すとともに、教育的配慮のもと毅然とした態度でいじめた児童を指導する。
- (2) いじめの未然防止・早期発見には、教職員の共通理解が不可欠である。校内組織が有効に機能し、様々な問題へ対応できる体制を構築する。
- (3) 発見・通報を受けた場合には、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで、速やかに組織的に対応する。

### 3 学校の取組

#### (1) 学校いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置

##### ① 学校いじめ防止基本方針の策定

本校は、いじめの防止等のため、学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等の対策のための組織を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、学校の設置者とも適切に連携の上、学校の実情に応じた対策を推進する。

- ・いじめアンケートの実施
- ・スクールカウンセラーとの面談（5年児童）
- ・スクールソーシャルワーカーとの連携
- ・生活指導全体会にて、子供家庭支援センター、主任児童委員との連携
- ・いじめについての講話、授業の推進
- ・教職員によるいじめに関する研修

##### ② 組織の設置

- いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職及び生活指導主任、養護教諭、スクールカウンセラー、いじめ対策推進教員、学年主任、巡回指導教員、特別支援教室専門員により構成される「いじめの防止等の対策のための組織」として「子供支援委員会」を置き、その対応にあたる。また、質問紙調査や個別の面談等による情報収集を定期的、または必要に応じて行い、児童の実態把握及び本方針の見直しを行う。
- 重大事態と同種の事態の発生防止に資するため、速やかに、「子供支援委員会」による調査を行う。また、質問紙調査や個別の面談等の適切な方法により事実関係を明確にしていく。

## (2) いじめの防止

### ① 学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成

- 教育活動を通じて、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことや「いじめをしたくなる心理」についての理解を促し、全ての児童を、いじめに向かわせない、いじめを生まない土壌をつくる。
- 全ての児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じられるよう、校内での異学年交流のほか、小中学校連携による取り組みを生かし、クリーン運動や挨拶運動などの行事を活用した異校種交流を実施する。
- いじめに関する意見交換会や地域でのいじめに関する認識を広めるための啓発活動を定期的  
に実施する。
- いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処す  
る力を育むため、スクールカウンセラーによる講演会やワークショップを実施する。
- インターネットや携帯電話の利便性、情報通信機器との適切な関わり方、善悪の判断やルー  
ルやマナーを守ろうとする態度を養うため、情報モラル教育の充実を図る。  
代表委員会で作成した「SNS学校ルール」を普及させ、インターネット上のいじめ等のト  
ラブルの未然防止に努める。

### ② 児童の主体的な活動の推進

- 小中一貫教育の一環として小中合同のあいさつ運動の実施。  
小学校前の通学路を「あいさつロード」とし、挨拶を奨励する。
- 全校朝会時、6年児童代表による挨拶を実施。

### ③ 教職員の指導力向上

- 教職員一人一人が様々なスキルや指導方法を身に付けるため、各方針等を活用したり専門家  
等を活用した研修を行ったりするなど、児童に対する指導の充実を図る。
- 教職員の不適切な認識や言動がいじめの発生を許し、いじめの深刻化につながる可能性があ  
ることに注意し、体罰についての研修を行う。
- インターネットの特殊性による危険や児童が陥りやすい心理を踏まえ情報セキュリティに関  
する基礎的・基本的な知識・技能を身に付ける研修を行う。

## (3) いじめの早期発見・早期対応

### ① 定期的ないじめの実態把握

- 定期的にアンケートを実施し、未然防止、早期発見に努める。
- 休み時間や放課後の雑談の中などで、教職員が児童の様子に目を配り、個人ノートや生活ノ  
ート等、教職員と児童の間で日常行われている日記等を活用し、交友関係や悩みを把握す  
る。

## ② 教育相談の充実

- 教職員は、普段から児童に相談しやすい環境づくりに努める。
- 児童が相談しやすいようにするため、年度当初にスクールカウンセラー・心のふれあい相談員の存在について周知し、必要に応じて関わりがもてるようにする。5年生は年度当初に全員面接を実施する。

## ③ 保護者・地域との連携強化および啓発の促進

- いじめ問題の重要性について認識を広めるため、保護者会や学校・学年便り、ホームページ等を通じて積極的に情報発信・情報共有に努める。
- より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、保護者と教職員の会等にも教育相談のできる窓口を置き、児童へ周知する。
- 「SNS学校ルール」を示し、インターネット上のトラブルの未然防止を図る環境を整え、家庭と連携して児童及び家庭の主体的なルールづくりを推進する。

## (4) いじめへの対処

### ① 被害・加害への適切な対応

- 常にいじめられる側に立って、対応する。児童のプライバシーには十分に留意して対応する。
- 全教職員が組織的に毅然とした態度で指導に当たる。スクールカウンセラーや心のふれあい相談員と連携し、必要な支援を行う。
- いじめを傍観することもいじめていることと同じという意識をもたせる。いじめを知らせた児童は守り通すことも徹底する。

### ② 組織対応

- いじめを認知した場合には、認知した教員が一人で抱え込まず、担任、学年、学校全体で対応し、いじめ対策推進教員・子供支援委員会に報告し、共通理解を図る。
- いじめを認知してから学校としての方針決定を速やかに行う。ただし、いじめられた側といじめた側の意識にずれが生じている場合は、十分に検討し、対応する。

### ③ 重大事態への対処

- 重大事態発生時には、区教育委員会に速やかに報告し一体となって対応する。必要だと判断した場合は、警察・児童相談所関係機関に通報する。
- いじめを認知した場合には、保護者に事実関係を伝え、いじめられた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対して助言を行う。また、確認された情報については適宜提供する。

④ インターネットにおけるいじめへの対応

- 「SNS学校ルール」を令和2年6月に見直し、改定した。家庭と連携して、児童及び各家庭の主体的なルールづくりを推進する。
- 児童に対して、学校の決まりの遵守、情報モラルについての指導を行う。
- 児童のパソコン・携帯電話等の利用を第一義的に管理するのは家庭であることをふまえ、家庭におけるルールづくりや必要性について保護者会等で伝える。児童の変化に気付いた場合、学校に報告し、共に対処する。
- ネット上のいじめを発見した場合、書き込みや画像の削除等迅速な対応を図るとともに人権侵害や犯罪、法律違反など事案によって、警察等の専門機関と連携して対応する。

⑤ 幼保小・小中の連携

- 幼保小連携・小中一貫の視点を踏まえ、必要に応じて異校種間でいじめに関する情報交換・連携を行う。
- 異校種間で情報交換・連携を行う場合、出身園児や児童のいじめに関する情報を提供し、意見交換を行う。
- 必要に応じていじめに関して、教育相談室や適応指導教室、学童クラブや児童館、児童相談所、警察等と連携し、情報共有を行い、対応に当たる。

(5) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検

- 学校いじめ防止基本方針の点検・見直しを必要に応じて行う。学校評価を活用して、教職員や保護者が、迅速にいじめ問題について対応できるように改善する。

5 付則

この方針は平成28年 4月 1日から実施する。

(平成29年 4月 1日 一部改訂)

(平成30年 4月 1日 一部改訂)

(令和 2年 6月 1日 一部改訂)